

空き家をお持ちの方へ

お持ちの空き家の管理は大丈夫ですか？

空き家は個人の財産です。所有者や管理者は空き家を適切に管理する責任があります。
空き家を放置し続けると・・・！！

雨漏りによる
天井や床の腐朽

建物の劣化
が進みます。

窓ガラスや
玄関の破損

雨樋の破損、
屋根瓦の
劣化やずれ

内壁の剥がれ

動物のすみかに



漏電による火災

樹木や雑草の繁茂

リスク
1

空き家の管理不全が原因となり

近隣住民等がケガをする恐れがあります！

空き家の管理不全が原因となって、近隣住民等がケガをした場合には、空き家所有者は、民法第717条による損害賠償責任を負う可能性があります。

リスク
2

空き家であるがゆえに

放火や不審者の侵入、動物のすみかになります！

リスク
3

空き家を危険な状態等で放置すると

固定資産税等の額が大幅に上昇します！

空き家を危険な状態等で放置し、特定空き家に認定され、勧告を受けたことにより住宅用地特例が解除された場合、固定資産税等の額が上がります。

空き家についてご相談の方は裏面をご覧ください➡

空き家の管理でお困りの場合は、下記の連絡先にご相談ください。

空き家に関する・・・



お気軽にご相談、お電話ください。

- | | | |
|----------------|-----------------------------|---------------|
| ●住まいのお悩み相談 | ……… すまいサポート玉商HOME'S(玉名市商工会) | ☎0968-57-0323 |
| ●管理・売却について | ……… (公社)熊本県宅地建物取引業協会玉名支部 | ☎0968-79-7676 |
| ●修繕・解体について | ……… 玉名市建設協会 | ☎0968-72-3066 |
| ●樹木・雑草の繁茂について… | (公社) 玉名市シルバー人材センター | ☎0968-73-3610 |
| ●相続登記について | ……… 熊本県司法書士会 | ☎096-372-2525 |

市役所では、下記の課にて空き家について担当しています。

- | | | |
|-------------------|--------------------|---------------|
| ●空き家の相談について | ……… 玉名市役所 3F 防災安全課 | ☎0968-75-1130 |
| ●老朽危険空家除却費用補助について | ……… 玉名市役所 2F 都市整備課 | ☎0968-75-1122 |
| ●空家バンクについて… | ……… 玉名市役所 3F 地域振興課 | ☎0968-75-1421 |

令和5年度空き家に関するお知らせ

- 空き家セミナー・無料相談会を開催予定です。開催日が決まりましたら玉名市ホームページでお知らせします。

※空き家の適正管理の情報、空き家に関するお悩みなど、丁寧に伝え、お答えいたしますので、ぜひ！無料個別相談会をご利用ください。

最後に、ご存じですか？

「空き家対策特別措置法」が平成27年5月に施行されたことで、放置された空き家は「特定空き家等」と認定されると**行政によって強制的に撤去や罰金の対象**となるおそれがあります！

「特定空き家等」と認定されると

行政が介入



指導・勧告・命令
固定資産税が4～6倍
強制撤去&費用請求など

「特定空き家等」とは

- そのまま放置すれば倒壊などの可能性がある
- そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる
- 著しく景観をそこなっている
- その他放置することが不適切な状態

※その他放置することが不適切な状態とは？

建物が傾いている・屋根や外壁の一部がはがれ飛散するおそれ・立木等が建築物全面を覆うほど繁茂している家屋・門扉が施錠されていない・窓ガラスが割れているなど不特定の者が侵入できる状態

このチラシは全ての固定資産税納税通知書に同封しております。現在、空き家をお持ちでない方や適正に管理されている方にもお送りしておりますので、ご了承ください。